

議案第27号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険税条例(昭和35年3月三宅町条例第53号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年3月4日提出
三宅町長 森田浩司

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険税条例(昭和35年3月三宅町条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第1項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第2号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に、同項第3号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三宅町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三宅町国民健康保険税条例(昭和35年条例第53号)の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24 万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24 万円</u>を超える場合には、<u>24 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 略	(課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22 万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22 万円</u>を超える場合には、<u>22 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 略

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 30 万 5 千円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 56 万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 29 万 5 千円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 54 万 5 千円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)